



薬局のみなさまへ

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

2 医療措置協定とは

2 医療措置協定とは

2-1 医療措置協定の項目

2-2 協定指定医療機関(第一種、第二種)の指定

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

(病床の確保、発熱外来の実施、自宅療養者等への医療提供)

2-4 医療措置協定の内容、協定締結の要件(後方支援、医療人材派遣)

2-5 財政支援 (全体概要)

2-6 診療報酬上の評価 (診療報酬:連携強化加算)

2-1 医療措置協定の項目

- 協定締結や計画等の策定は、**これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組む。**
- 「事前の想定とは大きく異なる事態」となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、**実際の状況に応じた機動的な対応を行う。**
- 薬局においては、以下のうち**③について実施可能な場合**、協定の締結に御協力をお願いします。

協定の項目	医療機関の類型			
	病院	診療所	薬局	訪問看護
①病床の確保	○	— (病院)	—	—
②発熱外来の実施	○※1	○※1	—	—
③自宅療養者等への医療の提供 及び健康観察	○	○	○	○
④後方支援	○	— (病院)	—	—
⑤医療人材派遣	○	○	—	—
⑥個人防護具の備蓄	○※2	○※2	○※2	○※2

※1 検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 自院で核酸検出検査（PCR検査等）を実施する場合、検査の実施の可否（検査措置協定）を含めて協議します 【以下に当てはまる場合は、検査措置協定の対象外です】 ・ 検体採取を行うが、分析は外部の機関（衛生検査所等）に委託する場合 ・ 抗原定性検査キットを用いて検査をする場合
※2 ⑥個人防護具の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ● ①～⑥いずれかの協定を締結する場合は、任意事項として、個人防護具を2か月分備蓄しておくことを推奨しています。

2-2 協定指定医療機関(第一種、第二種)の指定

- 以下の各項について協定を締結する医療機関は、「協定指定医療機関」に指定
 (協定の締結の合意に併せて、指定についても同意をいただく)

指定の種類	締結する医療措置協定の項目
第一種協定指定医療機関	①病床確保
第二種協定指定医療機関	②発熱外来 又は ③自宅療養者等への医療の提供

項目	協定指定医療機関の種類			
	病院	診療所	薬局	訪問看護
①病床の確保	第一種	—	—	—
②発熱外来の実施	第二種	第二種	—	—
③自宅療養者等への医療の提供	第二種	第二種	第二種	第二種
④後方支援	④後方支援、⑤医療人材派遣のみ実施する場合は、協定指定医療機関とはなりません			
⑤医療人材派遣				

指定の 効果	<ul style="list-style-type: none"> 指定を受けた医療機関が実施する入院医療、外来医療及び在宅医療が、<u>公費負担医療の対象</u> 指定を受けることで、外来感染対策向上加算の施設基準の一部を満たす
-----------	--

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

① 病床の確保

協定の内容	新興感染症の患者を入院させ、必要な医療を提供する。
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">• 確保病床で、酸素投与・呼吸モニタリングが可能であること• 県からの要請後、2週間以内を目途に即応病床化すること• 関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第一種協定指定医療機関の指定基準	<ul style="list-style-type: none">• 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること• 感染症患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができること、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること• 新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、新興感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

② 発熱外来の実施

協定の内容	新興感染症の発熱患者等の診療を行う。
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）があること発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者などを受け入れる体制を有すること関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第二種協定指定医療機関の指定基準（発熱外来）	<ul style="list-style-type: none">最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができること、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、新興感染症の患者（疑似症患者含む）等の診療を行う体制が整っていると認められること

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

③ 自宅療養者等への医療提供及び健康観察

協定の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅療養者等に対して医療を提供する・ 対応方法は、電話・オンラインや往診を想定 <p>※電話・オンラインによる診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日事務連絡）」と同様の特例措置が適用された場合を前提とする</p> <p>※ 健康観察のみは、協定の対象外とする</p>
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関－薬局－訪問看護事業所の間で連携し、外来診療、電話・オンライン診療、往診などの対応や、訪問看護・医薬品対応などを行うこと・ 関係学会のガイドラインなどを参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第二種協定 指定医療機関 の指定基準 (自宅療養者への 医療提供)	<ul style="list-style-type: none">・ 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること・ 新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

2-4 医療措置協定の内容、協定締結の要件

④ 後方支援

協定の内容	通常医療の確保のため、回復患者又は一般患者（感染症患者以外の患者）を受け入れる。
協定締結の要件	流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院受入れを実施すること

⑤ 医療人材派遣

協定の内容	医療（医師、看護師等）を他の医療機関等へ派遣する。
協定締結の要件	自院の医療従事者への訓練・研修などを通じ、対応能力を高めること

2-5 財政支援（全体概要）

対象	平時の支援	新興感染症発生時の支援
①協定を締結する全ての医療機関	<p>○医療措置協定の履行に要する費用（感染症対策にかかる費用） ⇒協定締結医療機関が実施する医療措置の費用について、国や県が予算の範囲内において、財政支援を実施 （設備整備助成、人材育成の支援等）</p> <p>【設備整備助成の内容】 HEPAフィルター付空気清浄機、PCR検査機器、簡易ベッド、個人防護具保管庫の整備費用</p>	<p>○診療報酬の特例措置や補助金による財政支援 ⇒実際の新興感染症発生時に、感染症の状況や特性を踏まえ、国において検討</p>
②協定指定医療機関（第一種）（第二種）	<p>○診療報酬による評価 ⇒外来感染対策向上加算により、新興感染症発生・まん延時への備えを評価</p>	<p>○公費負担医療 ⇒医療機関により実施される入院医療、外来医療及び在宅医療が公費負担医療の対象</p>
③流行初期医療確保措置の対象となる医療機関	—	<p>○初期医療確保措置（減収補てん） ⇒流行初期に、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間（3か月を基本として想定）、感染症流行前と同水準の収入を補償</p>

2-6 診療報酬上の評価（診療報酬：連携強化加算）

基本的な考え方

中央社会保険医療協議会 総会（第584回）資料を基に作成

薬局における新興感染症発生・まん延時に対応する体制整備の観点から、第二種協定指定医療機関の指定要件等を踏まえ、連携強化加算について要件・評価を見直す。

具体的な内容

第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえて要件・評価を見直すとともに、当該加算の地域支援体制加算の届出にかかる要件については求めないこととする。

連携強化加算の施設基準

区 分	施設基準
四の二（１）※	<u>「第二種協定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局であること。</u>
四の二（２）	災害発生時において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。
四の二（３）	情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

※令和6年3月31日において現に調剤基本料の連携強化加算の施設基準に係る届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31日までの間に限り、四の二(1)の基準を満たしているものとみなす。